

総務文教委員会記録

令和元年12月10日（火）
9時58分～15時5分
全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長

三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】 沖田議員、村武議員、柳楽議員、川上議員、小川議員、岡本議員、道下議員、
飛野議員、佐々木議員

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 近重副市長

（市長公室） 佐々木市長公室長

（総務部） 砂川総務部長、山根総務課長、馬場防災安全課長、西川人事課長、
西谷行財政改革推進課長、草刈財政課長、有福契約管理課長

（地域政策部） 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長
平岡人権同和教育啓発センター所長（人権同和教育室長）
宮崎関連施設支援室長

（金城支所） 吉永支所長、原田金城支所防災自治課長（金城分室長）

（旭支所） 塚田支所長、佐々尾旭支所防災自治課長（旭分室長）

（弥栄支所） 岩田支所長、三浦弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）

（三隅支所） 田城支所長、小松三隅支所防災自治課長（三隅分室長）

（教育委員会） 石本教育長、河上教育部長、前木教育部参事、湯浅教育総務課長（教育施設
再編推進室長）、河上教育総務課副参事、市原学校教育課長、
村瀧学校教育課副参事、牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、
外浦文化振興課長

（選挙管理委員会） 森下選挙管理委員会事務局長

（監査委員・公平委員会） 原田監査委員事務局長（公平委員会上席職員）

（会計課） 湯浅会計管理者

（消防本部） 中村消防長、琴野総務課長、尾崎予防課長、本田警防課長、

齋藤通信指令課長、田中浜田消防署長、田中東部消防署長、森下西部消防署長

【事務局】 下間書記

議 題

1 議案第70号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について 【全会一致可決】

2 議案第76号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場） 【全会一致可決】

3 議案第77号 指定管理者の指定について（浜田市三隅B&G海洋センター、
浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦
公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター） 【全会一致可決】

裏面あり

- 4 議案第78号 指定管理者の指定について（浜田市世界こども美術館創作活動館） **【全会一致可決】**
- 5 議案第79号 指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館） **【全会一致可決】**
- 6 議案第80号 指定管理者の指定について（石央文化ホール） **【全会一致可決】**
- 7 議案第97号 美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について **【全会一致可決】**
- 8 同意第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について **【全会一致同意】**
- 9 議案第100号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
について **【全会一致可決】**
- 10 議案第101号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について **【全会一致可決】**
- 11 議案第102号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致可決】**
- 12 請願審査
(1) 請願第10号 視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書の提出について **【賛成全員採択】**
- 13 陳情審査
(1) 陳情第135号 職員処分の事実の公表を伴う注意喚起を求める陳情について **【賛成全員不採択】**
(2) 陳情第136号 職員処分の理由を明らかにすることを求める陳情について **【賛成全員不採択】**
(3) 陳情第137号 スキー事故の処分・対応を関係機関と保護者に求める陳情について **【賛成全員不採択】**
(4) 陳情第138号 いじめを受けている児童・生徒が不利益を受けないよう改善を求める陳情
について **【賛成少数不採択】**
- 14 執行部からの報告事項
(1) 市有財産売却計画について **【行財政改革推進課】**
(2) 中期財政計画及び見通し **【財政課】**
(3) 教育委員会自己点検・評価報告書について **【教育総務課】**
(4) 少人数学級編制の見直しに伴う影響について **【学校教育課】**
(5) その他
- 15 所管事務調査
(1) 会計年度任用職員の処遇について **【人事課】**
- 16 その他

【議事の経過】

[9 時 58分 開議]

西村委員長

おはようございます。ただいまから総務文教委員会を開会したいと思います。出席委員は8名で定足数に達しています。レジュメに沿って進めたいと思います。

まず、本委員会に付託されました、市長提出議案11件、請願1件、陳情4件の審査に入ります。なお、採決は、一番最後の執行部退席後にまとめて行いますので、よろしくをお願いします。

1. 議案第70号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。

西川委員

スコアボードの電光掲示板に伴うものだと思いますが、電光掲示板の整備費はいくらですか。

生涯学習課長

8,382万円です。

西川委員

昨日の議案質疑で、整備費、この使用料ですかね、利用料金については維持管理費、電気代等の維持管理費相当で設備の改修等は考えていないとの答弁でしたが、このスコアボード自体の耐用年数はどのくらいと考えていますか。

生涯学習課長

40年と考えています。

西川委員

スコアボードは設備ですので、一般的に建物等でしたら40年はわかりますが、設備で耐用年数40年というのは長い気がします。これについて見解をお持ちの方はおられますか。会計が違うので法定耐用年数は関係ないのかもしれませんが、通常、電気設備なのでそこまでもたないと思うのですが、その維持管理について電気設備ですから故障等もあるかと思えます。先ほどの改修については考えていないということですが、その電気代以外に40年に渡って維持管理する上で、どの程度の費用想定をされていますか。

生涯学習課長

すみません。先ほど40年と申ししたのは、躯体と言いますか、電気設備ではなかったもので、それはお時間をいただきたいです。

その他の経費としては、毎年の整備費、メンテナンス料かと思いますが、一応、メンテナンスについては向こう10年間はかからないという想定です。それで、LED交換等々を考えると少なくとも向こう10年間は大きなメンテナンス費用はないと考えています。

西川委員

設備なので、10年過ぎて、だんだん壊れてくるとは思いますが、もし壊れて使われなくなった場合は廃棄ですか。どうされますか。

生涯学習課長

更新することになるかと思えます。先のこと不明な点がありますが、電光掲示板として生かすつもりです。

西川委員

もし壊れた時、スケート場のように設備が壊れたから多目的広場にするとかいうことがないよう、きちんとした管理をしていただきたいと思います。

牛尾委員

この電光掲示板を使う年間の使用頻度、それと入場料、施設使用料の

生涯学習課長	収入見込みをどのくらいと考えているのか伺います。 実際、稼働日数と試合日数等があります。今、浜田市の野球場はざっと162日稼働していますので、この中には練習があったり、大会があったりということですが、だいたい162の稼働日数を考えています。 試合時間、使用時間がだいたい5時間程度で、それによって電光掲示板の使用頻度ということになると把握していない部分もありますので、収入については、今は分かりません。ただ162日の稼働日数があるということは調べておりましたが、これに伴う費用についての回答にはお時間をいただきたいです。
牛尾委員	こうして議案として出てきたのですから、およそ年間の収入見込み等の数字がないと、お時間いただきますというようなことでは、審議できないと思います。
西村委員長 生涯学習課長 永見委員	課長は費用とおっしゃいましたが、収入ですよ。 はい。 使用料のご説明はいただきましたが、夜間照明の使用料はどうでしょうか。
生涯学習課長 芦谷副委員長	施設使用料、夜間照明1台につき9,950円です。 関連して聞きますが、他の金城、三隅、旭の稼働日数が分かればお願いいたします。
生涯学習課長	利用人数は調査しましたが、稼働日数は持ち合わせておりません。 利用人数は、平成30年で、旭公園野球場が1,376人、三隅が4,877人、浜田東公園の野球場が9,753人です。
西村委員長 上野委員	他にありますか。 旭1,376人とのことですが、広島から来る人もよくいます。市内分と県外からの人数はわかりますか。
生涯学習課長 上野委員 西村委員長	市内、市外を足した数字しか持ち合わせておりません。すみません。 分かりました。 他に。

(「なし」という声あり)

2. 議案第76号 指定管理者の指定について（浜田市有料駐車場）

西村委員長	執行部から捕捉説明はありますか。 (「ありません」という声あり)
西川委員	現在は栄町と道分山に二つ分かれています、それを次期から1つにされる理由を教えてください。
行財政改革推進課長	今回、二つの駐車場を一括して指定管理に出した理由ですが、前回は3年前に初めて指定管理者を導入して、当時は3施設、駅前駐車場もあり、それぞれ公募して、結果的にいずれも現在の指定管理者になりました。この結果を踏まえて、これまで2年間やってきたことも踏まえて、1社で充分効率的な運営ができると判断しました。そういうことで、市としましても、指定管理者1者と協議する方が効率的という判断のもと一括で指定管理に出すこととしました。
西川委員	2者を1者にまとめて契約すれば効率的とのことですが、ただ指定管理の納付金が別々よりも一つにした方が増えているのは、こうれば効率が

行財政改革推進課長	上がって、納付金が上がるということなのですか。
西川委員	はい、そのとおりです。 審査項目の3番で、「施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策」ということで、利用者のニーズ、利用者アンケートの実施がありますが、これはこれまでもされてきたのか、今後もされるのか、どんな内容なのかをお願いします。
行財政改革推進課長	これまで指定管理者におかれまして、定期駐車の方を対象に毎年1回やっていただいています。それで、今後も毎年1回以上やっていただきます。
西村委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり)

3. 議案第77号 指定管理者の指定について（浜田市三隅B & G海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター）

西村委員長	執行部から捕捉説明はありますか。 (「ありません」という声あり)
西川委員	選定方法が指名ということで、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団が指名されています。期間が今までの3年のところを5年ということで、長くすると経営改善が図られにくくなるという悪い面もあると思いますが、この5年にされた理由を伺います。
生涯学習課長	期間について、今まで2年でしたが、この度、浜田市教育文化振興事業団におきまして、中期経営計画の取組が策定され、その取組の進捗状況等を見て、今後5年間という指定管理の期間を締結するよう判断しました。
西川委員	指定管理料について伺います。単年度にして5年分にして計算すると、5年分で今までよりも3,400万円くらいあがっている計算になるのですが、まとめて効率化して下がるならわかるのですが、指定管理料が上がった根拠を教えてください。
生涯学習課長	ここで多くなった理由の主なものですが、いわゆる働き方改革に伴って、来年度から嘱託・パートにおいても期末手当を支給するといった規程があり、事業団におきましても嘱託職員、パート職員の雇用がありますので、そういった関係から人件費増が主な内容です。
西川委員	5年間契約なので、働き方改革もあります。経営改善等を図った場合も指定管理料が決まったままですが、この辺の経営の効率化を管理するとかは、モニタリングなどを含めどのように管理されるのでしょうか。
生涯学習課長	経営管理についてはまず、先ほど申しました中期経営計画を概ね半年ごとにチェック、確認する場を設けています。議員が言われたモニタリング調査等を生かしながら管理するつもりです。
三浦委員	指名ということで、具体的に今後の運営に関して、サービス向上するとか、事業をこの様に改善するとか、どういうタイミングでどのように確認されるのですか。
生涯学習課長	指定管理との打ち合わせを毎月一回、アクアみすみを会場として担当係員と事業団とでやっています。その都度、毎月方向性を確認しながら、また報告書も確認しながら進めたいと考えています。
三浦委員	長期のものはどうですか。今後新しく指名するということで、今後5年

間に対してどういうビジョンでどうやっていくかというスタートの打合せはいつされますか。

生涯学習課長

指定管理に毎年、事業計画を出して、またそれに対する報告を、年度当初と末もあります。そういったタイミングの時に私どもと事業団とでその辺の打ち合わせ、将来ビジョンの話もそこでしています。

三浦委員

選定理由は理解します。適切な専門知識や技術を持つ団体というのは日頃の活動から私も理解します。しかし、継続してこういう指名の形ですと、ある部分、事業がマンネリ化するというケースも他の事例をみると散見されます。それを回避するため、市民サービスの向上を指定管理者には求めていかないといけないと思いますが、そうした部分の、マンネリ化しない工夫や、そうした取り組みは具体的にどのようにされていますか。

生涯学習課長

スポーツに関しても、事業団も研修を各自受けていますし、各種資格を有し、それを増やすという方向性も聞いています。そういった資格の習得や研修を重ねながら、また先進的事例も確認しながら進めるとのことです。

三浦委員

長期の新しく指名して、向こう5年間の長期計画はいつのタイミングで我々が拝見できますか。

生涯学習課長

中期経営計画のことですか。浜田市文化振興事業団の経営ということだと、これは9月議会でまとめて報告しています。

西川委員

もう一度確認ですが、指定管理料を改めて計算してみると、今までより10パーセントくらいあがっているのですが、これは働き方改革の人件費の増加で10パーセントあがっているのか、これは精査されているのですか。

生涯学習課長

人件費について精査をしているかですが、逆に人件費以外については、昨年と今年ではさほど違いありません。維持をされています。人件費についても一人一人の積み上げでこういった金額が出ています。このため積み上げでチェックしています。

芦谷副委員長

今のやりとりで踏み込んでお聞きしますが、指定管理者の方でインストラクター等専門職員を配置してスポーツの技能向上等をうたっていますが、具体的に指定管理をして4施設ありますが、利用者の推移ですが、専門職員の配置の状況、これらが向上しているようなことがあれば説明をお願いします。

生涯学習課長

利用者の推移ですが、年々増加傾向にあります。具体的な数字はお時間をいただいております。また配置についても、水泳指導、介護予防の運動指導員、健康運動指導士、健康福祉、介護に取り組んだもの、赤十字の水上救助員、小型船舶操縦免許を持った職員がいます。こういった多くの資格をもって、水泳指導はもとより健康や介護等にも関わった指導しています。

芦谷副委員長

利用が増えているということですが、問題はそれを利用する市民です。これらの施設への一般の評価について何かコメントはありますか。

生涯学習課長

指定管理ということもあり、今回の中期経営計画の中にも利用者の意見を聞きながら進めていくとうたっています。モニタリングの回答が手元になくて申し訳ないですが、利用者の声を聞くことも計画内にあり、

西川委員	<p>実際に実施しています。</p> <p>指定管理料がこれまでよりも人件費以外は上がってなくて、人件費が上がっているとのことですが、私の計算では5年間で3,400万円くらい以前より上がっているのですが、これが全て人件費ですか。人件費がどのくらい上がっているのかデータをお持ちであれば教えてください。</p>
生涯学習課長	<p>個々の数字についてはお時間をいただきたいです。実際、消費税アップ分も去年と今年では数字に差があります。積算で言う人件費アップ分についてはお時間ください。</p>
三浦委員	<p>1点、具体的な事業について伺っても良いですか。</p> <p>経営方針の中にB&G海洋センターは浜田マリン郷育プロジェクトを実施するとあります。これは実際この事業は終了していると思いましたが。これは2019年からの計画になっていて、これはもう1回、事業として復活させる方向でお話しているのでしょうか。そういう意向がおありですか。</p>
生涯学習課長	<p>その事業は、今は廃止というより、海洋教育に包括をしています。読み替えというか。マリン郷育は海洋教育ということで進めていきたいと考えています。ただどうしてもB&Gの事業がカヌーとかそういったものに特化されますので、海洋教育の中の一部ではありませんが、事業名としては、B&Gとしては、マリン郷育ということになっているかもしれませんが、浜田市の事業としては海洋教育に包括をしていると考えています。</p>
三浦委員	<p>そうしますと確認ですが、財団が示している中期経営計画に則って、先ほどの指定管理していくということで、ここに書かれている事業も基本的には行っていくのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>そのとおりです。</p>
西村委員長	<p>他にありますか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

4. 議案第78号 指定管理者の指定について（浜田市世界こども美術館創作活動館）

西村委員長	<p>執行部から補足説明はありますか。</p> <p>(「ありません」という声あり)</p> <p>委員から質疑がありますか。</p>
西田委員	<p>指定管理料3年間と次期の5年間の合計金額がありますが、指定管理料イコール、運営費、ランニングコストという考え方でよろしいですか。</p>
文化振興課長	<p>そのとおり考えていただいて結構です。</p>
西田委員	<p>今、現在3年間の合計金額が平均してみると3で割ると7,200万円程度、次期は5年間で割ると、6,800万円程度。約400万円程度の金額が下がっていますがその理由は何でしょうか。</p>
文化振興課長	<p>今回の指定管理料の中に、これまで3年間は指定管理料の中に自主事業に対する補助金がありましたが、このたび考え方を改めて、指定管理料は施設管理ですので、自主事業に対する補助金は指定管理料から外しています。しかし自主事業補助は必要ですので、毎年度の事業に対しては補助し来年度もやっています。</p>
西田委員	<p>もっとも大事なものは自主事業だと思います。そういった施設が独自の運営方法、独自の考えで来館者を増やす施策は大事です。今の答弁では</p>

別の考え方とありました。とすると年間400万円程度の削減は別枠で用意されるのか、それ以上の考えがありますか。

文化振興課長

これに関する自主事業に対する補助というのはこれまでどおり保障していくことは、関係部署とも話をさせていただいています。

西田委員

具体的なことは分かりませんが、予算自体が削減される中、自主事業の別な手当というのが考えにくいですが。私の記憶ではこの世界こども美術館の創作活動館の指定管理料、運営費ですね、合併当初は、約14年前は私の記憶では9,500万円か1億円近かったと思います。そういう運営費だったと思います。それがいろいろな事情で14年間でここまで削減されています。その辺りの推移をお願いします。大ざっぱでも良いのでわかればをお願いします。

文化振興課長

設立以来、多くの事業をして観覧してもらっています。国際化に対する考えもあります。そういった意味で事業は順調にやってもらっています。しかしやはり昨今の諸事情、浜田市の財政状況等も鑑みる中、下がってきています。その分、美術館もいろんな助成金を充てたりして、自主的に努力をされて活動され、今の状況になっています。

西川委員

1点確認ですが、歴史文化保全展示施設の計画で、ここに併設計画がありますが、令和7年度に開館ということで、この指定管理期間を過ぎての開館ということなので、ここに何も書いてないという認識で良いですか。

文化振興課長

そのとおりです。

牛尾委員

指定管理料が減額になっているのはその自主事業分だとのことですが、この場所には処遇改善の対象になる職員さんはいらっしゃらないという認識で良いのでしょうか。

文化振興課長

もちろん美術館にも対象職員はおります。

牛尾委員

それは増額になると思います。でも減額になっているのは、例えば恒例イベントを自主事業から外して、市の委託事業として別途財団の事業としてつけるという理解でよろしいのですか。

文化振興課長

事業自体は自主事業費の中で開催しておりますので、実際、人件費が増加していますが、自主事業分でその分を減額しているので相対的に下がっています。

三浦委員

今の質疑に関連してですが、年平均で、およそ300万円くらい減額だったもので、企画展になおすとだいたい1本くらいの予算ではないかと推察します。つまり、現在やっている企画展の数を1本減らす程度の減額ということですか。

文化振興課長

減額しているということではなく、指定管理料の中には自主事業分が入っていませんので、この中に含まれないという考え方です。

教育長

予算の組み立て方を今回変えました。今まで指定管理料の中に自主事業補助金も含めていたのですが、いろいろ検討した結果、施設管理費だけにすべきだろうということになりました。ということで指定管理料の方はそういう整理をしました。それで、今までの自主事業に対する補助金の部分は別枠の補助金として美術館に出すので、ですから美術館に対するその事業の補助金が減るのではなく、システムの変更、予算組の変更ということです。

三浦委員

では、先ほど牛尾委員のおっしゃったとおりということですね、分か

芦谷副委員長
文化振興課長
芦谷副委員長
文化振興課長
芦谷副委員長
文化振興課長
三浦委員
文化振興課長
三浦委員
西村委員長

りました。
入館者、利用者の推移。今までと今後の目標があれば教えてください。
この30年度は全体で5万人超です。50,173人です。概ね5万人前後を推移しています。中期経営計画の中でも50,000人から55,000人ということで考えています。
維持管理費とは別に自主事業、補助事業の推移について数字がわかれば教えてください。
今は手元に資料がありません。
それは自主事業に対する補助事業は増える方向ですか、減る方向ですか。
概ね増えるということもなく、減るということもなく、一律ということではがんばっております。
中期経営計画で示されている目標値が50,000人から55,000人ということではありましたが、既に50,000人を達成していて、その後上方修正をされるのかということと、上方修正をする場合にその目標を達成するためにどのような手法で、例えば企画展を増やすのか、広報を頑張るのかとか、その辺りはどのように協議されていますか。
中期経営計画に掲げる数字は目標ですが、これはあくまで目標で、これよりかなり上昇するのは構わないと。実際にどのような形で増加させるかですが、やはり魅力的な内容を、現場職員と協議を重ねながらやるという話を進めていくしかないかなと思います。
事業を長年、同事業者が担っていくと、良いこともあります。マンネリ化していく部分もあります。目標を定めて終わりではなく上方修正するならば修正して、どういう事業を組み立てていくかローリングすることをお願いします。これはこども美術館に限らないことですがお願いしておきたいと思います。
他にありますか。
(「なし」という声あり)

5. 議案第79号 指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館）

西村委員長
西田委員
文化振興課長
西田委員
文化振興課長

執行部から補足説明はありますか。
(「ありません」という声あり)
委員から質疑はありますか。
指定管理料が若干減っています。今まで何年前までだったか、教育文化振興財団が運営して、それが教育文化振興事業団と統合されて、今は事業団が運営されています。当時の積立金、基金がありましたが、統合されてずっと運営される過程でいろんな補填というか、そのお金で賄ってこられたと思います。その状況、今どれくらいなくなっているのかお聞きします。
現在、7,500万円の残です。
7,500万円くらいあるのですね。では先ほどから自主事業のことで、この指定管理料以外のところからと言われますが、それはその予算から自主事業を賄われるお考えですか。
それは市から予算計上していた自主事業補助は別枠で市の方から出し

ます。

西田委員 数字は出ないわけですね。それはその都度、自主事業の金額に合わせて別枠で組まれるということですか。

文化振興課長 そのとおりです。

西田委員 上限はありますか。

文化振興課長 自主事業に対する経費なので、それに見合った助成となります。

西田委員 指定管理料は年額にすると200万円程度減っていきます。現場においてどのような対応をされていくのでしょうか、減額分については。

文化振興課長 指定管理料について実際に、効率的な運営を行うことでお願いすることになります。

西田委員 市としては効率的な運営をお願いすると言われますが、現場におかれては、減額分を何をどう削減するか、購入する部分を控えたり、人件費をおさえたり、現場は少しずついろんな努力をすごくしておられるのです。簡単に努力をしてくださと言われてますが、実際、現場の方がすごく汗をかかれていますことをもう少しご存知いただきたく思います。

教育長 世界子ども美術館と全く考え方は同じでして、指定管理料が下がっているのは、その中に含まれていた自主事業分の経費、自主事業の補助金に対する部分を別枠で枠外に出したためにここが減っているのが基本的な考えです。全く今までと変わっていないのかということと多少それは物件費のところは何パーセントか抑えているものはありますが、基本的にはその部分は同じで、減っているのは自主事業の補助金を別枠で出したということです。それでその補助金については確保しています。ですからこの部分で困られることはないかと思っています。

西田委員 これ以上は申し上げられませんが、本当に現場1人1人の職員さんの声を実際に聞いてください。

西川委員 この指定管理者も同じですが、人件費が上がった分が相殺されて、自主事業はなくなったかわりに人件費が上がってこの金額だと思えます。この自主事業分というのはこの施設について、年間いくらが別枠になるのでしょうか。

文化振興課長 この5年で言うと、概ね2,400万円程度です。

牛尾委員 年間平均でいくと入館者数が1日9人程度だと聞いています。指定管理を5年指名でやるにあたり、具体的には有料入館者を5年でどう上げていくかの計画がないと、指定管理を継続していくとはなかなかいかないです。現行の3年の方針よりも、次の5年に向かっての事業団の計画、こうすれば今よりも入館者を増やせるといった計画が、これからは読み取れないのですが。それについては市としてのお考えはどのようなのですか。

文化振興課長 石本先生生誕100年に合わせ、より多くの皆さんに石本先生の功績を知っていただく企画、展示、調査もしっかり行っていく、という思いがあるようです。あとは巡回展も行い県外の美術館とも協力してより一層の入館者を考えているとことです。

芦谷副委員長 石本正日本画大賞展がありますよね、毎年注文していますが、あの中で3点くらい石正で買い上げておられますね。その作品、過去の最優秀作品を展示するとか、場合によっては美術大学の夏季合宿を三隅でやるとか、事業団に任せきりではなく、市が交流人口を増やす目的で、美術館

文化振興課長 を生かす考え方はありませんか。

芦谷副委員長 先ほどの案ですが、素晴らしい案だと思います。具体的には今ありませんが、可能性を探っていきたいと思います。

文化振興課長 指定管理にしまして、市はほとんど手を引いて、もっぱら指定管理者の責任でやることが多いです。石正美術館という宝物をしっかりと活かす発想を、長いスパンで考えてやって欲しいのですが。

西村委員長 そうしたこともしっかり検討させていただきたいと思います。他にありますか。

(「なし」という声あり)

6. 議案第80号 指定管理者の指定について（石央文化ホール）

西村委員長 執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

西川委員 委員から質疑はありますか。

文化振興課長 指定管理料についてですが、3年間で5年間になって減額されている計算になります。人件費等も10パーセントくらい上がっているのではないですか。自主事業分の別枠に移した金額を教えてください。

西田委員 約1,200万円程度を考えています。

文化振興課長 私の計算では指定管理料が上がっていたのですが、これに関しては上がっている理由は何でしょうか。だいたい年間570万円程度。

西田委員 これも働き方改革の都合で人件費増のためです。

文化振興課長 人件費増加分が約500万円程度ということですね。分かりました。私は石央文化ホールの場合は、維持していくために空調の関係とか、音響はいつかされましたが、エレベーターとかいろいろな点検やメンテナンス等の定期的な改修がやってくると思いましたが、それがたまたま5年間の間に大規模な改修があるのかとっていたのですがそうではないのですね。

文化振興課長 委託料はこの指定管理料に含めています。すみません。大規模改修の予算は別でした。

三浦委員 1つの指標として伺いますが、入館者数の目標が中期経営計画に示されています。現在の目標に対する到達度を教えてください。

文化振興課長 現在の入館者数ですが、30年度で言うと52,340人です。ですから目標に関しては計画のローリング等もあり、どんどん増やしていることも考えながらより地域密着の事業を考えておられるようです。そういうことも考慮して協力したいと考えています。

三浦委員 こちらも上方修正をされて、修正された目標に対してどう増やすのか。人数を増やすだけでなく質をどう高めるかも含め、目標をしっかりと定め、ローリングしながら施設の運営改善に努めていただきたいと思います。

牛尾委員 教育文化振興事業団について聞きますが、今、文化ホールで働いている方の頭数を見ると、これだけ人件費が上がるとは考えにくいのですが。文化ホールの人件費を底上げする等の手法がありますか。

文化振興課長 それぞれの施設で事業団の経営に基づいて算出しているもので、施設による凸凹はございません。

総務部長 人件費の考え方は市と同じです。これまでもお話しているように、非

正規の方は会計年度職員制度により来年4月から期末手当を2.6月上げるといふことで、基本給は据え置くといふ考えです。この考え方を他の市の施設ではない場合はどうするかといふことで議論しまして、文化振興事業団は浜田市が100パーセント出資しているため、市の規定に準じて、本当はこの従業員数からしますと令和3年4月からが法適用になります。中小企業については令和3年4月からの適用になるのですが、文化振興事業団は今回指定管理の見直しもあるといふことで、また、浜田市が100パーセント出資しているため、市の雇用と同じように扱うといふことで、今回2.6月の手当、これは正規の職員はすでにボーナスが出ていますので、その他の方について、先ほどの施設でも正規と非正規がおられますので、その辺も全部積算し、財政でもチェックし、それらを積み上げたものになっています。

西村委員長

他にありますか。

(「なし」といふ声あり)

ではここで一旦休憩に入ります。再開は11時20分とします。

[休憩 11時7分～11時19分]

西村委員長
生涯学習課長

会議を再開します。東公園の議案の関係で生涯学習課長からあります。西川委員の耐用年数のご質問ですが、メーカー確認したところ機器の耐用年数は10年でした。

続いて、牛尾委員からの見込額ですが、ざっと年間約120試合程度、浜田の球場でやっております、2時間ずつとすると、ざっと10万2,000円程度を考えています。

西村委員長

では次に入ります。

7. 議案第97号 美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

西村委員長
政策企画課長
西村委員長
西川委員

執行部から補足説明がありますか。政策企画課長。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はありますか。

計画の変更の理由ですが、そもそも4年間で計画を立てられ、生活道路の確保といふことで計画を立てられたと思っておりますが、変更理由はなんですか。地元の状況で何か変化があつて変更になったのですか。

政策企画課長

この事業は事業費の財源として、国の交付金を活用しています。それに加えて辺地債といふことで事業構築しています。当初予定していた国の交付金がなかなかつかないため、3年間の事業を4年間に追加するといふ変更をしています。

西川委員

財源確保できたから計画変更して延長するといふことですかね。それと変更前の期間が平成30年度までとなっています。期間が終わっているのに今、変更手続きをするのは大丈夫なのですか。

政策企画課長

そもそも事業がこれから本来の工事に入るので、その工事を始めるための整備計画の変更になるので、当初の計画が3年で終わったといふことでもありませんし、事業費を充てるための、辺地債を充てるためのこの度の計画変更です。

西川委員	質問が悪かったのか、少し意味がわからないのですが、変更前の整備計画は平成27年度から30年度まで4年間の計画、変更後は令和4年度までの8年間ということで、4年間延長です。今の時点で平成30年度も終わっていますが、事業が終わったところでの変更は手続き上、大丈夫ですかという質問ですが。
政策企画課長	財源が国の交付金がつく見込みがたちましたので、事業は終了してないので、これから4年間延長するという中でこの手続きというのは予定おりということでご理解ください。
西村委員長	要するに、質疑の内容は30年度で計画期間が終わっているのに、なぜ今こういう計画変更が出てくるのかということですよ。
政策企画課長	すみません。この辺地債を充当するのですが、これは基本的には県の方で事前協議し、その前の時点で国の交付金の内示があるというのが前提にあります。このため県の協議が整った時点で、辺地総合計画を変更するものです。
西川委員	その整備計画というのが事業の認可と許可に伴う計画ではなく、単なる浜田市における計画だということなのでしょう。
財政課長	今年度の辺地事業債を充てるというようなところで申請があり、それが内示という形認められるのがこのような時期になるので、そういうようなところで計画を修正する手続きになります。間が空いたように見えても手続き上は問題ありません。それは県との調整があつての変更です。
芦谷副委員長	事業期間の確認だけさせてください。
政策企画課長	本事業については28年度から令和4年度までです。
芦谷副委員長	議案の方は27年度になっています。
政策企画課長	議案は総合整備計画書の中での事業期間は、実は27年度から30年度までで、別事業が美又地区で実施されていました。それを含めた事業期間になっています。したがって、総合整備計画書においては27年度から令和4年度という表記になっています。
永見委員	別事業の内容についてお聞かせください。
政策企画課長	追原勝地線という路線がありました。これについても同様に狭小でしたので、拡幅を行う事業で、29年度に終了しています。
西村委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり)

8. 同意第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について

西村委員長	執行部から補足説明がありますか。 (「ありません」という声あり)
	委員から質疑はありますか。 (「なし」という声あり)

9. 議案第100号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について

西村委員長	執行部から補足説明がありますか。 (「ありません」という声あり)
	委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

10. 議案第101号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

11. 議案第102号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

12. 請願審査

(1) 請願第10号 視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書の提出について

西村委員長

この請願は2日の委員会でお願ひしておりましたとおり、審査の参考とするため執行部から現状の説明を求めておりましたがよろしいですか。

選挙管理委員会事務局長

現状ということですが、この請願は昨年11月に身体障害者福祉協会の方から福祉関係サイドの方に音声版の発行をしてほしいという要望がありまして、それに対しては選挙管理委員会事務局としては、次期、市長市議選から実施するという回答をしています。その状況があつて今回この請願が出てきたといった状況です。

西村委員長

次期市長・市議選でそういう対応をしていくということですか。

選挙管理委員会事務局長

この請願ではその関係法令を改正して、そういった視覚障害者に対する選挙公報の情報を得られるように法改正をして欲しいというような請願ですが、既にその法令に基づかないまでも、選挙公報の音声版としたものを既に取り組んでいます。浜田市は取り組んでいませんが、次期市長選では取り組もうと考えています。

西村委員長

合わせて確認しておきますが、国の動きがあるかどうかは掴んでおられますか。

選管事務局長

国では特にこの改正をするといった情報は得ていません。

西村委員長

それでは委員から確認しておきたいことがありますか。

芦谷副委員長

全体の地方選挙、国政選挙を含めて、音声・点字等の選挙公報PRについてはどこまでどうなっているのか伺います。

選挙管理委員会事務局長

国政選挙、都道府県知事選挙については選挙公報の発行は法律で定められています。すでに県議選も含めて選挙公報を含めての音声版は実施しておられます。あと市長・市議は県内でいうと、松江市、出雲市、昨年の市長・市議において江津市が取り組んでおられます。それ以外はまだ取り組まれていないそうです。

牛尾委員

今年の身障者協会の全体の総会の折にも、同じような意見が出ていました。具体的に選挙公報の音声版とはどういうイメージなのでしょう。

選挙管理委員会事務局長

立候補届のところで選挙公報の原稿を出してもらい、その選挙公報の

原稿を紙に印刷して配布するのが通常ですが、この時点で読んで欲しいところを指定して、原稿の音読を事業者に委託して、音声を吹き込んでもらったCDを希望者に配布します。

牛尾委員

そうすると例えば市長選挙なら希望者を窓口を通じて募って、希望者にお渡しするのですか。全員ではなくて。

選挙管理委員会事務局長

県の選挙等でも希望者に配布しておられるので、市長・市議選でも同様に。障がい者の中には直接、選挙公報を見られる方もおられますので、本当に選挙公報を読むことができない希望者に対して作成することになるかと思えます。

西村委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

この請願の採決は後程行うこととします。

13. 陳情審査

西村委員長

陳情者に対して出席は求めないということで一応、確認はしておりますが、陳情者からどうしても説明をしておきたいという申し出がありました。この点について皆さん方にこれを受けるかどうか一応事前にお諮りしておきたいのですが、いかがでしょうか。

牛尾委員

既に委員会でそういうように結論を出したのですから、必要ないかと思えます。

西村委員長

一応、決を採りたいと思えます。意見を求めることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手なし)

賛成なしということで、意見は求めないこととします。陳情者はご理解ください。

(1) 陳情第135号 職員処分の事実の公表を伴う注意喚起を求める陳情について

西村委員長

2日の委員会の時に、1つ要望的に出た意見として、事実関係だけでも明らかにしていただけないかということで委員お一人から要望があったと思えます。執行部、いかがでしょうか。

人事課長

事実関係だけでも、ということですが、この陳情にある内容については、事実の有無も含めお答えできないものです。職員の処分については、市政の透明性・信頼性の確保や再発防止を目的として「浜田市職員の懲戒処分の公表に関する基準」に基づき、懲戒処分を対象に公表しています。また当基準につきましては、「公表の例外」としまして、職員の非違行為にかかる被害者が公表を望まないときや、被害者が特定されるとき、また、事案の関係者のプライバシー等に特に配慮するときにおいては公表しないことができるとしております。市では全てこの基準に基づき、公表・非公表の判断をしており、公表した事案以外については、「存在するか否か」を明らかにするだけで、事案の公表に繋がる恐れがあることから、事案や処分の有無を含めて明らかにすべきでないと考えております。なお、退職金の支給については、全ての職員について適切に行っております。また、飲酒運転を含む交通法規の遵守についても、毎年定期的に注意喚起を行っております。以上でございます。

西村委員長

要するに事実があったかかどうかも含めて全てお答えできないということだと思います。他に委員からこの場で質疑があればしていただきたい。

牛尾委員

2日の委員会で私から、あったか、なかったかくらいどうでしょうかとお願いしましたが、今のコメントを聞いて、そのコメントが全てなのだろうと半分くらい理解しました。ただ、どうしても腑に落ちない所があります。職員の分限や処分に関する陳情については、新しい議運で決まった部分については受け付けないということもあるので、すっきりはしませんが仕方ないかなと思います。

西村委員長

他によろしいですか。

(「はい」という声あり)

(2) 陳情第136号 職員処分の理由を明らかにすることを求める陳情について

西村委員長

審査の参考のため執行部に確認しておきたいことがありますか。これの中身は先ほどとほぼ同一のものと思いますが。ありませんか。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第137号 スキー事故の処分・対応を関係機関と保護者に求める陳情について

西村委員長

審査の参考のため執行部に確認しておきたいことがありますか。

これについては、教育委員会に、第三者委員会の報告というのがこの陳情の中にも出ていますが、これについてどういう中身だったのかという点でご報告いただけたら嬉しいのですが。

学校教育課長

この件については長い間時間がかかっていまして、この陳情も議会の度にいただいているものです。その中で6月議会にご両親も来られ、今までの対応についてご意見を述べられ、教育委員会の対応について進展がないということで第三者委員会をと言うお話もありました。そういった中で島根県にも第三者委員会を立ち上げて欲しいという声もありましたので、9月の議会の議事録にもありますが、7月の頭に県に出かけて話をされましたが、現段階では県も第三者委員会は考えていない旨の発言がありました。また、市の教育委員会に対して、第三者委員会を作って対応するというようなことではなかったというように理解していまして、教育委員会としてそこを第三者委員会を立ち上げてということは考えていません。

西村委員長

ですからこの第三者委員会というのはこの事故についての委員会ということですか。要はここに書いてあることが客観的に事実かということを一応教育委員会としての報告を聞いて、確認をしておきたいという意図です。

教育長

陳情の中では第三者委員会の報告を要約すると書いてあります。しかしながら、浜田市教育委員会の方でこの第三者委員会が立ち上げられて協議をされた、検討されたという事実は確認しておりません。

西村委員長

私はいまの回答で理解しましたが、他の委員から質疑はありますか。ありませんか。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第138号 いじめを受けている児童・生徒が不利益を受けないよう改善を求める陳情について

西村委員長 審査の参考のため執行部に確認しておきたいことがありますか。
(「なし」という声あり)
執行部がいらっしゃる前での質疑は以上で終わりたいと思います。

14. 執行部からの報告事項

(1) 市有財産売却計画について

西村委員長 行財政改革推進課長。
行財政改革推進課長 (以下、資料をもとに説明)
西村委員長 報告が終わりました。委員から質疑がございますか。
芦谷副委員長 25年度以前の5か年間の売却金が分かればお願いします。
行財政改革推進課長 手元に持っておりません。
芦谷副委員長 注目しているのは財源確保が大義名分にあったと思いますが、この5年間トーンダウンしているようです。その理由は何か、そもそも財源がないのか伺います。
行財政改革推進課長 遊休財産は沢山あり、貸付しているものも沢山あります。すぐに売却できるかという地籍調査も終わっていない等の事情があるので、売れるものから準備して、売る段取りを進めているのが現状です。ものによっては造成が発生する場合がありますが、できるだけそのまま売却を考えています。
西村委員長 他にありますか。
(「なし」という声あり)
中期財政計画については長時間にわたると聞いておりますので、ここで昼休憩を取りたいと思います。再開は1時ちょうどでお願いします。

[休憩 12時00分～13時00分]

西村委員長 委員会を再開します。

(2) 中期財政計画及び見通し

西村委員長 執行部の説明をお願いします。財政課長。
財政課長 (以下、資料をもとに説明)
西村委員長 いまの説明に対して委員から質疑がございますか。
西川委員 最後の主要事業のところですが、歴史文化保存展示施設整備事業7億5,300万円、これは中期財政計画を立てるために将来的な数字を入れて組まないといけないと思いますが、今年の(仮称)歴史資料館の検討会において、検討会メンバーにこの中期財政計画を示して、このように見込んでいるというご説明があったと思いますが、これはあくまで計画で市議会が承認にしたようなものではないと思うので、また今度検討組織を立ち上げるとありますが、これをもって将来計画があると言われると良くないと思いますが、それについて。
財政課長 これはあくまで中期財政計画で、見通し部分を含めて10年間で、当然議会に諮って予算化するのとは当該年度までというのはご承知のとおりです。それ以降はあくまで計画ですので、それぞれのところでこういう事

項が、特に見通し期間については事項を入れ込んだ中でお示しします。当然のように事業費の増減はあるでしょうし、事業が実際に実行されるかはこれからの検討・調整・決定に基づいて、変更があれば毎年財政計画はローリングをかけるので、そのローリングの中で調整していく。従前どおりの考え方で結構だと思います。

西川委員

私も財政部局もそういう認識だと思います。事業計画をされるような部署においてもそういう感じでもよろしくをお願いします。

牛尾委員

エコクリーンセンターが令和5年から入っていますが、当初見込みではもっと膨れた金額で30億円くらいという概算を聞いていたのですが、実際は相当下がった金額です。これは例えば広域とそういう打合せをされて積み上げた金額が、ここに書いてある数字なのでしょう。

財政課長

これは広域の方で都市計画や補助金や内容、業者とも調整しながら、現時点での最新の試算に基いた数字で、それを浜田市と江津市の負担金ベースに直したところでの、浜田市の負担分金額がこの数字となります。

三浦議員

まず1点目ですが、自治区制度以後の新しい仕組みの中でも、特に公民館をコミュニティセンター化して当面は直営でというお話が、先般も部長からあったと思いますが、3年以降は基本的には委託をする考え方を執行部としてはお持ちなのかなという認識でおります。そうすると中期財政計画にはそういった所がどういったニュアンスで反映されているのか、その辺りのご見解をお伺いしたいのですが。

財政課長

16ページ、中山間地域対策の議論が途中であるという部分にコミュニティセンターの問題も入っています。コミセンの問題は直営・委託も含めて最終的にどうなるか、それから当然人員増も計画されていると思いますが、何人という細かい所が出ていませぬので、3年以降の、中山間地部分で言えば、途中で説明した「基金を10億円担保する」というのがありました。その部分は確保しました。あくまで推計ですが大体5年間ということですので、年平均2億円の歳出を見込んだところです。

それ以外の部分、コミセンを初め、人件費増等は、現在の所、数字をお示しできる状況にないということですので、その影響については次年度以降の中期財政計画のローリングの中で、その時点でのできる限りの最新数字を反映させた形で計画し、皆さんにお示しする形を想定しています。

三浦委員

理解しました。もう1点は、公共下水道事業の公会計化に伴う、繰り出し金の所からなくなって、それが補助費に入っています。ただ、補助費は下がっています。これはどのように見て取れば良いですか。

財政課長

公共下水道部分については基本的に昨年ベースの操出金以上の部分で、その同等、もしくは年度によって違いますがその部分は補助費で、今年のサマーレビュー等々で公共下水道が計画している部分をベースにした補助費、市で言えばそこでの赤字補填も含めた基準内操出、基準外操出という部分で、一定程度は担保する必要があります。

法定化するという事は、受益者が会計の中で本質的には収入部分でペイできる形が望ましいということがありますが、浜田市の公共下水道はそれがすぐにできるかどうか甚だ疑問です。当然そうなると料金改定等々もあります。現時点で来年4月から法定化しますが、そこで料金改定

の話も出ていない中で料金云々というのは今後の課題になります。それはそれで先般の下水道のところで、料金改定も今後の検討課題というところがあるかと思えます。

財政課の立場としてはそういう所はなるべく早くやってもらいたいです。下水道運営そのものを止めるわけにいかないで、それは担保した中で、料金改定や経費削減といった計画を早急に織り込んでもらって、次年度以降のところ、再来年度になるかもしれませんが、毎年の中期財政計画ローリング内で整理して、金額についても精度を上げた数字、本率的な法適化の意味を踏まえた中での数字への到達は段階的にしかできないと思えますが、そのような形で考えています。

三浦議員

するとここの補助費には今年度の操出金の実績ベースが反映されてこの補助費は組まれているという理解で良いですか。

財政課長

今年度がベースになっているとは思いますが、法適化の中では体系も変わってきますのでいろんな経費、勘定が変わってきます。それを踏まえた中で法適化した中での再計算を担当課でやっていますので、それを織り込んでの補助費での措置というのがベースになっています。

芦谷副委員長

地域の自治が進むというのをいつも思います。コミュニティセンター化はどうしてもハード面の整備は必要なので、長沢公民館があります、浜田公民館管内の公民館再編はどうかのかがいます。

財政課長

その辺りのコミセンに絡む部分、浜田公民館管内の話も出ましたが、そこはまだ見通しがはっきりしないので、計画はこちらに書いたとおりです。その辺は今後の議論の中でどのようなことが出てくるかであって、ローリングの中で必要なら入れ込む必要も出てくるかもしれませんが、それは今後の議論経過を見てからになるかと思えます。

芦谷副委員長

令和5年、8年から広域の浄苑と不燃物処理場が民間委託になります。その際に改修やリニューアルは不要なのでしょうか。

財政課長

現状この計画においてはその経費は織り込んでおりません。

西村委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

(3) 教育委員会自己点検・評価報告書について

西村委員長

教育総務課長。

教育総務課長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

委員から質疑がございますか。

三浦委員

ふるさと教育について伺います。30年度実績評価に、調べ学習の目標値に対するアンケート結果、75.9と78.8ということで。目標に対してクリアしているという表記のされ方で、向上しているとのことなので恐らく目標をクリアしているのでは達しているという意味合いなのだと思います。評価の仕方として何をもってこの65パーセントと60パーセントを設定されたのかという所と、本来評価をするのであれば75.9という数字が前年度どのくらいだったのかを分析しながら事業評価をされる方が分かりやすいのではないかと思います。その評価の仕方についてはどのようにされたのかももう少し詳しくご説明いただいてもよろしいですか。

教育総務課長

ただ今の調べ学習の部分については原課でないとは分かりかねるので、

この場ではお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

目標を到達した場合ですが、委員のおっしゃるとおり今後この目標値の設定について、到達した所は再度改めて確認し新たな目標を設定することについては検討させていただきたいと思います。

三浦委員

設定した件についてはまた教えていただければと思いますが、もう1回お伝えします、ここで75.9パーセントという数字が今出ていて、これに対して目標を今後またセットされると思いますが、そうすると現在が75.9パーセントなのでこれに対してこの数字を維持するのか、あるいは8割に持っていくのか。8割に上げるためにどういったことに取り組むのか、というのが目標設定の仕方で、かつ、その5パーセント上げるために実施した事業に対してどうだったのか、というのが評価だと思います。60パーセントと65パーセントという数字がここに書かれていて、まずこの根拠が分からない状況の中でこの実績を読んでも、我々ここからは評価が読み取れないですね。そういう意味で、評価される時にそういう所も書いていただけると嬉しいです。目標設定についてはそのように進めていただくと事業の制度がより上がるのではと思います。

教育総務課長

このことについては改めて確認させていただき、次回には記載内容も検討してまいりたいと思います。大変申し訳ありません。

牛尾委員

実績の中で、人物読本50人の活用事業で、新4年生配布とあります。配布した効果等は僕らどのような読み取り方をすれば良いのか。30年で配布されているから約1年経っているのでしょうか。その辺はどのように読み取れば良いのでしょうか。ただ配布したというだけでなく、配布することによって、読むことによってどうだったのか教えてもらえれば。

学校教育課長

ふるさと50人の関係ですが、例えば体操の竹本正男さんの関係で学校で詳しくお話して欲しいということで、公民館コーディネーターさんも学校と連携されて10月には松原小学校から、どなたかおられないかということで教育委員会にも相談があり、教育委員の宇津先生に講師として出かけていただき、竹本先生に関するユニフォーム等もお持ちいただき、子供達に分かりやすく、本に載っている人のお話をさせていただきました。

同じように福井誠さんについてもしていただきましたし、いろんな方がこの中に出ていますが、先生だけでは難しいところを公民館と連携して、お話いただける方をコーディネートして学校の子供達に分かりやすく説明していただいたり。配布だけでなく事業でも活用していると学校側からは聞いています。

牛尾委員

そうすると市内全域の例えば4年生のクラスでは、大体ほとんど講師を招いての学習をされているということで良いですか。

学校教育課長

この場で全ての確認は難しいのでまた調べてお答えしますが、公民館は昔は学校支援地域本部という形でやっていましたが、今は共同活動ということで、活動記録は日誌として回覧していただいています。そういった中で、学校で公民館等がこういった活動をしているという情報共有をする場を昨年度からやっています。その中でも先ほど言いました事例を私たちにもお見せいただいて、学校での取り組みがより分かり易くなっているのかなと思っています。先ほど言われた、全校でどうだろうかという辺りはまた調べてお答えさせていただきます。

牛尾委員	せめて漏れがないようにまんべんなくそういうことがされるべきだろうと思うので、その辺をどのように担保されるのか興味があります。また教えてください。
芦谷副委員長	68ページに関心を持って見ていました。コミュニティセンター化に関連して、ここでは地域課題の解決事業として載っていますが、中には人材育成とか地域活性化、まちづくりといった文言が載っているのですが、市長部局の方でコミュニティセンター化を進められますが、公民館として能動的に、今や公民館は変わるのだという形でもっとこういった事業方針を示したり、点検評価がないように思うのですがどうでしょうか。
教育長	公民館での地域課題学習については県が主導してこういった事業を取り入れられて、各公民館が手を挙げて実施している現状があります。今まで公民館は人づくりを中心としながら、また個人の学習意欲を掻き立てるような活動をやっていましたが、今の公民館は地域課題やまちづくりに対する取り組みをやっています。ここに挙がっているのは県の事業であり、これ以外の公民館も独自に似たような活動はしておられます。ここに記載内容がそれらを網羅しておらず、県の事業をやっている所だけを載せているので少ない印象を持たれたかもしれませんが、全ての公民館で行っていることはご理解いただければと思います。
西村委員長	その他ありますか。 (「なし」という声あり)

(4) 少人数学級編制の見直しに伴う影響について

西村委員長	学校教育課長。
学校教育課長	(以下、資料をもとに説明)
西村委員長	報告が終わりました。委員から質疑がございますか。
西川委員	1点確認ですが、これについては浜田市教育委員会をはじめ、県内教育委員会が継続を求めているとのことですが、新聞報道でどこかの市長が、この件で理解を示すという報道もありましたが、浜田市の主張においてこれについて何か見解を示されておりましたか。
学校教育課長	先般の新聞報道にもありましたが、市長のコメントとしては、この見直しについては教育委員会と協議して市の見解を取りまとめている所というコメントに、今の所は留まっています。
牛尾委員	新聞を全部読んでいないわけではないですが、知事の考え方、少人数学級に係るコストを放課後児童クラブに置き換えることで子育て支援が充実すると言っておられますが、何かピンときません。その辺、当局の見方はどうなのでしょう。
学校教育課長	県の説明会の中では、まずは人口減少対策を第一に掲げて全ての事業でスクラップアンドビルドするという大前提のもと、大きな柱4つの組み立ての2つ目に子ども、教育関係がありますが、その中で医療費を手厚くする、児童クラブの時間も延ばすことが大事ではないかという考えを示され、その財源を捻出するのに、今は約11億円くらい少人数学級にありますが先ほど言ったことをやると5億円削減されます。しかし激減緩和や課題解決に向けて2億円をバックする、そういった手当はする。だから差引してマイナス3億円となるのでその3億円を捻出するという案を今は示

している。これに対していろんなご意見をいただきたいということで教育委員会からも各市町に照会されているので、いろんな意見があると思いますが学校現場とも捻出いただく中で、教育委員会の意見も併せて回答していこうと考えています。

牛尾委員

浜田市教育委員会の見解はまだ最終的にまとまっていないのですね。お聞きしたいのは素朴なところで、そういうやり方が少子化対策になるのかどうか僕には良く分からないのです。ですからいつも専門的におやりになっている教育委員会の職員さんなら僕の質問に的確に答えていただけるのではと思って質問したのですが、どうでしょうか。

教育長

学校現場を預かる教育委員会としては県内どこの教育委員会も間違いなく、この改正については反対だという強い意見を持っていると思います。しかしながら県で全体の政策を見られた中で少子化対策を実現するために財源が必要だという方針のもとにそういったことに取り組まれることについては、教育サイドがあれこれ言える立場にないと思っています。あくまでも教育委員会サイドとしては現行を維持していただきたいという要望を重ねてするところなんです。

そういったものを受けて市長と引き続き協議をすることになりますが、市長が市としての判断を最終的にされる時期がいずれ来るのだらうと思っています。これから市長会等でも検討されるのだと聞いていますので、またその辺までの所で市としての意思決定をされる時に教育委員会はきちんと申し述べていきたいと思っています。

牛尾委員

逆に言えば例えば、浜田市議会として反対の決議をするとか、そういうことが必要なのかなという、ぼんやりした感覚を持っています。知事のお考えが最終的に、その方が子育て支援や少子化対策につながるという明確な根拠があるならやむを得ませんが、そうでない限りは議会としても姿勢を示すべきだと。例えば原井小学校は令和4年度に4学級も減るとなると大変なことだと思うので。何となくこのまま看過しているといつの間にか大変な状況になってしまうのではないかと心配しています。

西村委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

時間的には休憩に入るような時間なのですが、後が控えている関係もあってこのまま続けたいと思いますので、よろしくお願いします。

(5) その他

西村委員長

まちづくり推進課長

その他1件あるように聞いています。まちづくり推進課長お願いします。(以下、「JR浜田駅「みどりの窓口」の廃止等について」の資料をもとに説明)

西村委員長

牛尾委員

この件に関して委員から質疑があればお願いします。

先月末の観光協会役員会でこの話が出まして、放っておけない。市長とも一緒になりながら例えば商工会議所、観光協会、商工会が一緒になって反対すべきではないかという意見がありました。でも益田は来年3月でそのようになるみたいです。JR西日本のなし崩し的なやり方です。山陰本線が赤字なのは分かっているけどちょっと目に余るというか。浜田の駅舎を整備する時も、全体で結局十数億円かかりましたがJR西日本が

負担したのは多分1700万円くらいというのを覚えています。

利用者側とすれば駅前を整備する中で、どんどん税金を突っ込みながら利便性を上げているわけです。だからこのようなことをなし崩し的にするのではなく言うべきことは言う。結果としてやむを得ないなら仕方ないけど、努力をする必要があると思います。その辺は市としてどのようにお考えですか。

まちづくり推進課長

この浜田駅みどりの窓口廃止に関しては、市からの要望ということで窓口の廃止についてはJRさんの方針として伺っておりますが、券売機プラスを設置されるにあたっては特に市民の利便性に配慮した対応をお願いしたいということで、既にJRには申入れさせていただいています。

西村委員長

その他で先ほど1件報告がありました。その他執行部からはないですか。

(「ありません」という声あり)

委員から執行部にありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは報告事項についてはこれで終わりたいと思います。

全員協議会に提出して説明すべきものを決定するために、執行部の意向を確認しておきます。

総務課長

本日報告した案件のうち、2番目の中期財政計画の関係、4番目の少人数学級編成の見直しに伴う影響について、この2点を全員協議会に提出し説明させていただきたいと考えています。

西村委員長

という意向のようですが皆さん方いかがですか。

牛尾委員

緑の窓口についてもペーパー1枚だけでなく報告すべきではないですか。

地域政策部長

この件については産業建設委員会の所管事務調査で報告させていただく予定はございます。福祉環境委員会への説明はありませんが、執行部としてはこのように委員会で考えていますが、議会のご判断でやった方がよいということであれば説明させていただきます。

西村委員長

では牛尾委員からは報告事項に上げた方がよいというご提案ありましたが、そのように決めてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは報告事項に挙げるようお願いします。

15. 所管事務調査

(1) 会計年度任用職員の処遇について

西村委員長

人事課長。

人事課長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

説明が終わりました。委員から質疑がございませうか。

牛尾委員

総人件費の中で、と課長は見解を言われました。とりあえずここ5、6年はそのようなことは無理ですよね。例えば10年くらい見ればそういうことができるかもしれないけど、当面4、5年は無理だなという見立てをするのですが、当たっていますか。

人事課長

会計年度任用職員の配置の見直しということで1億円を出そうと思うと、一人当たり約250円、260万円ということで、40人を超える削減が必要ということで、これは1年においてはなかなか難しいことかと思っております。

中期財政計画の中でも複数年ということで4年くらいかけて毎年削減をやっけていこうと考えていますが、これでは250円、260万円くらいということで1億円には足りないところがあります。

総人件費と言いましたのが正規職員を含めた所になりますが、正規職員の定員適正化計画を作っています。この計画の数に比較して、例えば今年度でも約9名ほど不足しています。これは採用抑止をかけたわけではなく、早期退職者が多かったり若年者の退職があったりで、それだけ不足が出ているわけですが、正規職員の人件費となると平均で1人約800万円くらい見えています。その定員適正化計画の中の早期退職者の先行削減も総人件費抑制の考え方に入れており、そういった所を含めて1.2パーセント。正規職員と会計年度任用職員の削減で1億円に近い数字の削減はやっていけるのではと思います。

牛尾委員

定年延長がやがて来るとは思いますが、その場合に素人目に見ると人件費は65歳で切れば絶対に膨らむのだろうなど。いくら定員適正化計画をそこへ持ち込んだとしても、今回の処遇改善を含めてやっても、どちらにしても増えるのは間違いない気がするのです。その辺はそういう見込みで良いのでしょうか。

人事課長

確かに定年延長も国の考えでは令和3年度から段階的にとされています。それについてもそうですし、この会計年度任用職員についてもそうですが、制度導入に伴うどうしても必要な経費であり、可能な限り抑制・縮減する取り組みはやっていきたいと思いますが、いかようにもできない場合もあるとは思っています。繰り返しますが人事制度、給与制度が変わるとなるとどうしても人件費増につながっていく恐れはあろうかと思っています。

芦谷副委員長

長らく働く人が正規、非正規に変わって、働く者が苦しい目に遭ったのがこの20年間でした。この制度は良いと思いますが、問題は市役所の代わりに市民サービスをする観光協会や広域行政組合、シルバー人材センター、その他教育文化振興事業団といった、市の息のかかった団体についてはどうされるのかおうかがいします。

総務部長

先ほど中期財政計画でも指定管理の所でも少し申し上げましたが、浜田市が全額出資している文化振興事業団については来年4月から浜田市と同様の対応をするため、指定管理料に入れています。

浜田市も関わっているけど市内のいろいろな団体、社会福祉協議会や観光協会は独自で給与制度を設けておられますので、それぞれでご判断いただく。令和3年4月からは法適用が中小企業等にも入ってきますので、いくらかは改善されると思います。ただ、新聞等でもご案内のとおり、浜田市の場合は月額給も維持しながら新たに期末手当を加算、純増でやっていますが、他の自治体では、総額年収ベースで少しアップして、毎月の月給額を下げるとか、2.6月を1.45月にするとかいろいろな総人件費の抑制をしたいためにやっている所もありますので、それぞれの判断でされると思います。中期財政計画でお示したように、指定管理等でということで市にご相談があった場合はその予算もいくらか組まないといけないということで、今回補助費等で5000万円の予算も見込んでいます。また指定管理団体や市が関わっている団体からご相談があれば対応

しなければいけないと考えます。

芦谷副委員長

資料に載っていますように、非正規職員の処遇改善という法改正の趣旨を踏まえて、制度導入に伴う必要経費の予算措置については記載なく行うとあります。ぜひ見解を聞きたいです。市役所がやる仕事を代替している所はいわば指定管理や民間委託に任せてしまって、市役所だけが処遇して、同じことをやっている所は遇されないということがあってはいけないと思うので、もう一度見解をお願いします。

総務部長

浜田市がお願いしている指定管理だけをやっておられる事業所であれば、市がその分をプラスすれば皆さんに行くと思いますが、そうではなく指定管理も受けられたり、いろんなことをやっておられるけど、市が全てを賄っているわけではありませんので、独自に給与体系を作っておられた場合、市の指定管理に関わる人だけが上がって、他の社員さんが上がらなくなれば会社内がいびつな構造になると思うので、その辺は企業さんが判断されてされるべきだと思います。市がその会社の指定管理でない部分まで全員の面倒をみることはできませんので、その辺は市と関わっておられる部分をご相談させていただきますが、それが市の関わっていない所の人件費に流れることになるとまた問題になると思います。その辺はよく相談させていただいて、市内の働いておられる方の給与改定にも繋がればありがたいと思っていますが、会社経営の影響もあると思いますので、それぞれとまたご相談になると思います。

西村委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

所管事務調査についてはこれで終わりたいと思います。

16. その他

西村委員長

執行部から何かありあすか。

(「ありません」という声あり)

委員から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

これで執行部には退席してもらおうのですが、委員長として一言、どうこのくらいは言っても良いかなと思って、どうしても言っておきたいことがあります。

最初の陳情2件について執行部に伺った件ですが、結果ノーコメントでした。その理由についてもお聞きしましたが、やはり陳情を受けた議員としては、いかんとも釈然としないものが残るとというのが正直な気持ちです。結局、非公開になった件については、事実の有無も含めて一切コメントできないとのことですから、結局我々としては公開されたもの以外については情報を仮に少し知り得たにしても、そこからそれ以上、執行部に対して調査も何もできない立場に置かれていることになってしまいうわけです。そんなことが許されるのか。

要するに、私が何を言いたいかというと、そういうことで議会としての調査能力が発揮できるのかという観点で言うと、私は問題があるのではないかと思ったのです。

こういう状況のもとで、意見を出し合って、これから採決に向かうので

すが、執行部に考えていただきたいのは、今のいろんな規定に基づいてノーコメントで通されるこの状態が果たして問題ないとお考えなのか。問題ありとお考えなら、何らかの対処についてお考えをご検討いただきたい。それが良い改善策、対策がないかもしれませんがぜひともご検討いただきたい。

市の職員に関わる中身の陳情にも関わらず、執行部から何のコメントもない中で私たちは判断を迫られているということですから、その点はぜひ検討いただける余地があればいただきたいと、私としては発言をして終わりたいと思います。特に答弁は求めません。

では、執行部はご退席いただいて結構です。

《 執行部退席 》

西村委員長
西村委員長

それでは、これより執行部提出の議案11件について採決を行います。

○「議案第70号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第76号 指定管理者の指定について(浜田市有料駐車場)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第77号 指定管理者の指定について(浜田市三隅B & G海洋センター、浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第78号 指定管理者の指定について(浜田市世界こども美術館創作活動館)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第79号 指定管理者の指定について(浜田市立石正美術館)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第80号 指定管理者の指定について(石央文化ホール)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第97号 美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について」

本案は原案のとおり同意すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決しました。

○「議案第100号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第101号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○「議案第102号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

西村委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

続いて請願についてです。

○「請願第10号 視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書の提出について」

委員からご意見をお聞きします。何かありますか。

ぜひ採択して意見書を出すべきだと思います。

質疑の中において答弁を聞いても、方向性も浜田市の考えに沿うようなので採択すべきと考えます。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、

○「請願第10号 視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書の提出について」を採決します

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本請願は採択すべきものと決しました。

本請願は、政府関係機関に意見書の提出を求める請願です。今回、意見書案が添付されています。多少の文言整理が必要かと思いますが、この意見書案を参考に正副委員長で作成し、ご一任いただくということでしょうか。

(「はい」という声あり)

なお、その意見書は、請願第10号が本会議で採択されましたのち、委員会提案として委員長の私が提案することになりますのでご承知おきください。

続いて、陳情審査の採決に移りたいと思います。今、陳情者がみえておられますが、先ほど質疑のところ、陳情137号でスキー事故について第三者委員会に関して、執行部に事実関係について答弁を求めたところ、第三者委員会について知らないということがありました。私は大変驚いたのですが、このことについて、今、陳情者来られていますので、そのところについてお聞きしたいのですが、皆さん方が必要でないということでしたそのようにしますが。

それでは決をとったらというご意見がありましたので、陳情者に先ほどの第三者委員会に関しての事実関係に関して確認をしたいということについてお諮りしたいと思います。

確認をしたいということについて、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数ということで、陳情者は述べる意思がありますか。

(陳情者の「はい」という声あり)

説明していただいて結構だと思うのですが、思う存分していただくと時間がいつまであっても足りませんので、できるだけ簡潔にお願いします。

私が質疑をした関係で私が聞きたいことにポイントを絞って意見を表

明していただきたいのですが、一番お尋ねしたいのは、この第三者委員会とは、私は素直に公的なものと受け止めたのですが、どうも執行部からはそうでない、「存在を知らない」という答弁でしたので、違うのかと受け止めました。それに関わって端的に答えていただきたい。

陳情者
西村委員長

質問は結局何ですか。

この第三者委員会とは、どういう委員会なのですか。その存在というのは。

陳情者

まず第三者委員会が作られるべきだと市の教育委員会に訴えたら私たちは親から頼まれていないと、頼まれたのは県の教育委員会ということでした。議会の発表でもありましたように、県の教育委員会は第三者委員会を作らないというように浜田市の教育委員会から言われました。結局どこも第三者委員会を作らないということでしたので、私が個人的に頼みに行きました。国家資格を有する方、経営者の方とかバラエティーに富んだ方に頼みに行き、第三者委員会を作ってくださいました。それで、情報提供は主として私がしましたが、その中で結論が出ました。その結論が出たことについては、私は浜田市の教育委員会に行つて、第三者委員会ができて、結論が出たと。7,8,9だったかな、そういうように決められたよということをお伝えしました。間違いなく伝えました。

それを聞いてないと言われるなら、中で意思疎通ができてないか、嘘をついているのかどちらかだと思います。

西村委員長
陳情者
西村委員長

要するに市や県が作った第三者委員会ではないということなのですね。

はいそうです。

はい、分かりました。ということが一番知りたかったことです。

それでは陳情の採決に移る前に皆さん方に意見を表明してもらってから採決に移りたいと思います。

まず、「**陳情第135号 職員処分の事実の公表を伴う注意喚起を求める陳情について**」委員からご意見をお聞きします。

三浦委員

事実確認が現段階でできていませんので、この陳情については判断しかねるということで不採択にしたいと思います。

牛尾委員

執行部の答弁では腑に落ちませんが、それはそれとして、次回から職員の分限処分に関する陳情は受け付けないようにするというので、今回は不採択をお願いします。

上野委員

この文章の中に「事実だとすると」という陳情者の思いなのか事実なのか分からないことが書いてありますし、執行部から先ほどのようにコメントもありませんので、これ以上、何も得るものもありませんし、本当かどうかはわかりませんので審査できないということで不採択とします。

永見委員

私も今回の事実確認ができかねますので、私も不採択にさせていただきます。

西川委員

同様ですが、執行部のお話の中で、事実有無は言えないとのことで判断できないため不採択です。

西田委員

私も同じようなことですが、注意喚起は当然のことですが、それまでの事実公表が全く審査対象にならないのでこれは不採択です。

芦谷副委員長

執行部の答弁にあったように、そのことを持って確認できないため不採択です。

「陳情第135号 職員処分の事実の公表を伴う注意喚起を求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

続いて、「陳情第136号 職員処分の理由を明らかにすることを求める陳情について」委員からご意見をお聞きします。

先ほどの135号と同じ理由で、不採択でお願いします。

私も同様です。135号と同じ理由で、不採択でお願いします。

私も前項の135号と同じ理由で、不採択とします。

執行部の答弁でこのこと存在そのものが確認できません。よって不採択です。

「陳情第136号 職員処分の理由を明らかにすることを求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

次に、「陳情第137号 スキー事故の処分・対応を関係機関と保護者に求める陳情について」委員からご意見をお聞きします。

陳情者から説明を受けて初めて分かったのですが、県や市の第三者委員会ではなくて、いわば私的な第三者委員会の報告ということですので、不採択とします。

この陳情に関してはこれまでも複数回、この委員会に付託されていましたが、私もその度に質疑しながら精査し、時にはその内容に採択した時もあります。随分時間が経っています。執行部からもいろいろな意見をもらい、議会側からも質疑した経緯があります。中身は大変納得する部分もありますが、執行部に議会側から要求を求められる等、これは当事者や教育委員会など諸々の絡みで直接やっていただきたいというところもあり、議会側の対応がどこまでできるかと感じる部分がこれまでの経緯の中でもいろいろ感じるどころがあります。総合的に勘案して、今回は不採択とさせていただきます。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

「陳情第137号 スキー事故の処分・対応を関係機関と保護者に求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

西川委員

三浦委員

永見委員

芦谷副委員長

牛尾委員

西田委員

西村委員長

西川委員

続いて、「陳情第138号 いじめを受けている児童・生徒が不利益を受けないよう改善を求める陳情について」委員からご意見をお聞きします。いろいろな例をあげて書かれていますが、最後の2行にある「個別案件のお願いではなく、気がついたところは問題がなくなるように、日々前向きに改善されることを望むものである」という陳情趣旨についてはこれで良いと思いますので、採択で良いと思います。

三浦委員

私も最後2行はそのとおりだと思います。

陳情に採択する、不採択しないという話ではないと思いますので、不採択をお願いします。

西田委員

諸々中身の文言等々についてはいろいろ気になる所もありますが、最後の2行だけに関しては採択でよろしいかと思えます。

牛尾委員

前段の1、2行目に固有名詞が出ています。この学校でそういう事実があったか確認ができませんので不採択とします。

上野委員

私も上の方の部分、特定できる内容が表に出るのは良くないと思うので不採択をお願いします。

芦谷副委員長

児童生徒のプライバシーとそのことによる後のハレーションを心配し、不採択とします。

「陳情第138号 いじめを受けている児童・生徒が不利益を受けないよう改善を求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手 》

賛成少数で不採択と決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件の審査は終了します。

委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それでは、12月18日の表決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告ホルダーに入れておきますのでご確認ください。

以上で総務文教委員会を終了します。お疲れさまでした。

[15 時 05分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 印